

野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

野外活動センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

野外活動センター条例の一部を改正する条例（令和7年岩手県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定中

キャンプ場		[略]	円 200	円 300	円 390	1 シャワー 1回につき110円	
運動	貸切使用	[略]	670	1,010	1,340	2 炊飯用具 1式1炊飯ごとに120円	
広場	区分使用	[略]	340	510	680		
テニスコート		[略]	350	530	700	3 スポーツ用具	
体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場 貸切使用	[略]	780	1,170	1,550	1式1時間までごとに270円の範囲内で知事が定める額
		区分使用	[略]	390	590	780	
		その他の催しに使用する場 土曜日及び休日	[略]	9,300	9,300	9,300	4 放送設備 1式1時間までごとに270円
テントサイト		[略]	円 240	円 360	円 470	1 シャワー 1回につき130円	
炊事サイト		1日までごとに	750	1,130	1,500	2 炊飯用具 1式1炊飯ごとに140円	
運動	貸切使用	[略]	810	1,210	1,610	3 スポーツ用具 1式1時間までごとに320円の範囲内で知事が定める額	
広場	区分使用	[略]	410	620	820		
テニスコート		[略]	420	630	840	4 放送設備 1式1時間までごとに320円	
体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場 貸切使用	[略]	930	1,400	1,860	1式1時間までごとに320円の範囲内で知事が定める額
		区分使用	[略]	470	710	940	
		その他の催しに使用する場 土曜日及び休日	[略]	11,160	11,160	11,160	4 放送設備 1式1時間までごとに320円

	合	その 他の 日	[略]	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	5 [略]
入場 料等 を徴 収す る場 合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使用 する場 合	貸切 使用	[略]	<u>1,560</u>	<u>2,340</u>	<u>3,110</u>	
		区分 使用	[略]	<u>780</u>	<u>1,170</u>	<u>1,560</u>	
	その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>	
		その 他の 日	[略]	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>	
宿泊室			[略]	<u>370</u>	<u>550</u>	<u>740</u>	

	合	その 他の 日	[略]	<u>9,280</u>	<u>9,280</u>	<u>9,280</u>	5 [略]
入場 料等 を徴 収す る場 合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使用 する場 合	貸切 使用	[略]	<u>1,870</u>	<u>2,800</u>	<u>3,730</u>	
		区分 使用	[略]	<u>940</u>	<u>1,410</u>	<u>1,870</u>	
	その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>16,720</u>	<u>16,720</u>	<u>16,720</u>	
		その 他の 日	[略]	<u>13,940</u>	<u>13,940</u>	<u>13,940</u>	
宿泊室			[略]	<u>450</u>	<u>670</u>	<u>890</u>	
研修室	貸切使用		<u>1時間 までご とに</u>	<u>360</u>	<u>540</u>	<u>720</u>	
	区分使用		<u>1時間 までご とに1 区分ご とに</u>	<u>180</u>	<u>270</u>	<u>360</u>	
創作室			<u>1時間</u>	<u>360</u>	<u>540</u>	<u>720</u>	

まで
とに

を
「

キャンプ場		[略]	円 <u>200</u>	円 <u>300</u>	円 <u>390</u>	1 シャワー 1 回につ き <u>110円</u>		
						2 炊飯用具 1 式1 炊 飯 ごとに <u>120円</u>		
運動	貸切使用	[略]	<u>670</u>	<u>1,010</u>	<u>1,340</u>	3 スポーツ 用具 1 式1 時 間までごと に <u>270円</u> の 範囲内で知 事が定める 額		
広場	区分使用	[略]	<u>340</u>	<u>510</u>	<u>680</u>			
テニスコート		[略]	<u>350</u>	<u>530</u>	<u>700</u>	4 放送設備 1 式1 時 間までごと に <u>270円</u>		
体育館	入場 料等 を徴 収し ない 場合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使 用する 場合	貸切 使用	[略]	<u>780</u>		<u>1,170</u>	<u>1,550</u>
		区分 使用	[略]	<u>390</u>	<u>590</u>		<u>780</u>	
	その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>9,300</u>	<u>9,300</u>		<u>9,300</u>	
	その他 の日	[略]	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	<u>7,730</u>	5 [略]		

テントサイト		[略]	円 <u>250</u>	円 <u>370</u>	円 <u>490</u>	1 シャワー 1 回につ き <u>140円</u>		
炊事サイト		<u>1日ま でごと に</u>	<u>770</u>	<u>1,160</u>	<u>1,540</u>	2 炊飯用具 1 式1 炊 飯 ごとに <u>150円</u>		
運動	貸切使用	[略]	<u>830</u>	<u>1,240</u>	<u>1,650</u>	3 スポーツ 用具 1 式1 時 間までごと に <u>330円</u> の 範囲内で知 事が定める 額		
広場	区分使用	[略]	<u>420</u>	<u>630</u>	<u>840</u>			
テニスコート		[略]	<u>430</u>	<u>650</u>	<u>860</u>	4 放送設備 1 式1 時 間までごと に <u>330円</u>		
体育館	入場 料等 を徴 収し ない 場合	研修又 はアマ チュア スポー ツに使 用する 場合	貸切 使用	[略]	<u>960</u>		<u>1,440</u>	<u>1,910</u>
		区分 使用	[略]	<u>490</u>	<u>730</u>		<u>970</u>	
	その他 の催し に使用 する場 合	土曜 日及 び休 日	[略]	<u>11,430</u>	<u>11,430</u>		<u>11,430</u>	
	その他 の日	[略]	<u>9,510</u>	<u>9,510</u>	<u>9,510</u>	5 [略]		

入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,560</u>	<u>2,340</u>	<u>3,110</u>
		区分使用	[略]	<u>780</u>	<u>1,170</u>	<u>1,560</u>
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>	<u>13,930</u>
		その他の日	[略]	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>	<u>11,620</u>
宿泊室			[略]	<u>370</u>	<u>550</u>	<u>740</u>

入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,910</u>	<u>2,870</u>	<u>3,820</u>
		区分使用	[略]	<u>960</u>	<u>1,440</u>	<u>1,920</u>
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>17,130</u>	<u>17,130</u>	<u>17,130</u>
		その他の日	[略]	<u>14,280</u>	<u>14,280</u>	<u>14,280</u>
宿泊室			[略]	<u>460</u>	<u>690</u>	<u>920</u>
研修室	貸切使用	<u>1時間までごとに</u>		<u>370</u>	<u>560</u>	<u>740</u>
	区分使用	<u>1時間までごとに1区分ごとに</u>		<u>190</u>	<u>280</u>	<u>370</u>
創作室				<u>370</u>	<u>560</u>	<u>740</u>

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。